

第25回高校生ものづくりコンテスト全国大会（香川） 宿泊申込みのご案内

拝啓 時下、皆様方におかれましては、益々のご健勝のことと、お喜び申し上げます。

この度は、「第25回高校生ものづくりコンテスト全国大会」の開催にあたり、各地から大会にご参加の皆様方に、宿泊の手配を近畿日本ツーリスト(株)四国支店が担当させていただくことになりました。

受け入れ態勢には万全を期し、皆様にご満足いただけるようお手伝いさせていただきます。

つきましては、下記のお申込み要項をご覧ください、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

近畿日本ツーリスト株式会社
四 国 支 店

1. ご宿泊のお申し込みについて

（１）お申込み方法

お申込みされる学校のご担当者様は、下記 FAX 番号までお申し込みください。

お申込み FAX 番号 087-851-3330

（近畿日本ツーリスト(株)四国支店 第25回高校生ものづくりコンテスト全国大会 宿泊係 宛）

※申込締切日：令和7年9月30日（火）

- ・巻末記載の連絡先へのお電話によるお申し込み、変更、取消は誤手配等の原因となりますので、ご遠慮ください。
- ・お申込み頂きました内容につきましてはコピーなど控えをお取りください。

（２）宿泊先決定のご案内及びお支払いについて（銀行振込）

後日、宿泊確認書及び請求書を送付します。期日までにお振込みをお願い致します。

2. ご宿泊のご案内 ※近畿日本ツーリスト(株)四国支店が旅行企画・実施する「募集型企画旅行」です。

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は、「旅行条件書」の「申込条件」を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

（１）宿泊設定日 2025年11月7日（金）・8日（土）

（２）宿泊地 高松市内ホテル

（３）日程表

日程	行程
1 日目	高松市内ホテル（泊）【各自でチェックイン】
2 日目	高松市内ホテル（発）【各自でチェックアウト】

上記は 1 泊あたりの日程表になります。ご希望に応じて2泊までお受けいたします。

【食事回数】1 泊朝食付・・・朝 1 回、1 泊につき左記の食事がつきます。

- (4) 旅行代金(宿泊プラン) 1泊朝食付、お1人様1泊あたりの旅行代金です。
お部屋は、先生は基本洋室シングル、生徒様は基本洋室ツインまたはシングルの定員でのご案内となります。
(バス・トイレ付)

地区	宿泊施設名	最寄駅からの アクセス	部屋タイプ	1泊朝食付き お一人当たり 旅行代金(税込)
高松 市内	ザ・セレクトン高松 (高松市城東町 1-9-5)	ことでん「片原町駅」 より徒歩約5分	洋室シングル ・ 洋室ツイン	9,900 円

- ※2泊以上をご希望の場合には泊数に応じた旅行代金が必要となります。
※食事会場につきましては、他参加者(学校)と同じもしくは一般のお客様と同じ会場にてご案内となります。
※旅行代金に含まれるもの: 宿泊費(消費税、サービス料を含みます)、朝食
※旅行代金に含まれないもの: 朝食を除く食事代金、駐車場代金
おおよび個人的性格の費用: 飲食代、クリーニング代、電話代など、傷害・疾病に関する医療費
※相部屋はお受けしておりません
※当宿泊受けは、小学生以下のお子様のご参加はお受けできません。
※最少催行人員1名
※添乗員は同行いたしません。
※乗用車及びバスの駐車は、駐車料金がかかります。直接ホテルにお尋ねいただき、お支払いください。
※宿泊施設において朝食の欠食による払い戻しは致しませんので、ご了承の程お願い申し上げます。

3. お申込み後の変更について

申込後に変更及び取消等が生じた場合には、FAXにて手続きをお願い致します。
電話でのご連絡はお受けしておりません。また宿泊施設への直接のご連絡はトラブルの原因になりますのでお控えください。

4. 旅行企画・実施 お申込み・お問い合わせ

(旅行企画・実施 お申込み・お問い合わせ)

観光庁長官登録旅行業第2053号



一般社団法人日本旅行業協会正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引協議会会員



近畿日本ツーリスト株式会社 四国支店

総合旅行業務取扱管理者/田村 哲雄

担当：第25回高校生ものづくりコンテスト全国大会 宿泊 係

〒760-0023 高松市寿町 1-3-2 日進高松ビル 4 階

TEL：087-851-3331 FAX：087-851-3330

営業時間/平日 10:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始は休業)

休業日と上記受付時間外のお申込み、取消、変更のお申し出には対応できません。翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があればご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

5. ご旅行条件書

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の方法でお支払いください。
- * 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

■ウェディングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェディング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェディング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額戻戻します。なお、「ウェディング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらかじめ当社がご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)
- (6) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (7) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件
- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
- ④ 通信契約での「カード利用日」、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (8) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ② お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ④ お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (9) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定書面

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定書面は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数の申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です

※宿泊の取消料については1泊目から起算します。旅行開始後、2泊目以降の取消料は旅行代金の100%となります。

※お客様が、宿泊当日の18時までにご連絡がなく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせていただきます。(この場合、旅行代金の返金はありません)

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定書面を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤ お客さまが■申込条件(8)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係る賠償限度額は1人15万円にだし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)にだし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が生じた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約において支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約においての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交番

お客さまは当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

※EUI在住の方はお問い合わせください。

イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

2023年4月1日改定

